

### Ⅲ 海老名の公害に関する報告

# 1 環境行政の変遷

年	月	国	月	県	月	市
昭 39			3	神奈川県公害防止に関する条例制定		
42	8	公害対策基本法制定				
43	6	大気汚染防止法、騒音規制法制定			4	商工課商工観光係が公害を担当
44	2	硫黄酸化物に係る環境基準設定				
45	2 12	一酸化炭素に係る環境基準設定 公害対策基本法の一部改正 （「経済の健全な発展との調和」条項削除） 水質汚濁防止法制定等公害関係14法の制定・改廃	3	神奈川県海老名地区地盤沈下観測所設置		
46	5 6	騒音に係る環境基準設定 悪臭防止法制定 環境庁設置	3	神奈川県公害防止条例制定	4 11	住民課防災係が公害を担当 市制施行、騒音規制法の事務の委任、防災交通課公害係が公害事務を担当
47			6 12	神奈川県大気汚染緊急時措置要綱施行 神奈川県地域公害防止計画策定		
48	5 12	大気汚染に係る環境基準設定 （二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質） 航空機騒音に係る環境基準設定	5	悪臭防止法に基づく地域指定 （市街化区域全域）		
49			5	騒音に係る環境基準の地域の類型指定、騒音規制法に基づく地域指定（工業専用地域を除く）	1 3	生活環境課環境保全係が公害事務を担当 地盤沈下観測事務を県から引き継ぐ
50					3 5	海老名市環境保全条例制定 海老名市光化学公害対策実施要綱制定
51	3	大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制導入 振動規制法制定				
52	6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令、同法施行規則の一部改正	4 10	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定 振動規制法に基づく地域指定 （工業専用地域を除く）		
53	7	二酸化窒素に係る環境基準の改正	3	神奈川県公害防止条例の全面改正	6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務の一部委任
54	6	水質汚濁防止法による水質総量規制導入（特定水域東京湾等、指定項目 COD）			3 9	「公害の概況」初版刊行 海老名市光化学公害対策実施要綱全部改正
55			3 5 10	相模湾の水質環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 神奈川県環境影響評価条例制定	3	海老名市地盤沈下観測所設置 公害分析室設置
56	6	大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制導入	12	神奈川県公害防止条例の一部改正（深夜飲食店営業騒音の規制）	4	長期公害苦情未処理工場（重点工場）の改善推進に着手

年	月	国	月	県	月	市
57	5	大気汚染防止法によるばいじんの排出基準の改正	3	神奈川県公害防止条例の一部改正（窒素酸化物の総量規制導入）	3	公害分析室改造
			9	神奈川県公害防止条例の一部改正（ばいじんの排出基準の改正）	4	許可工場等立入調査
			12	悪臭防止対策に関する指導基準制定	6	海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
58	9	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改正	4	神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱の施行		
59	7	湖沼水質保全特別措置法制定	5	神奈川県生活排水対策推進要綱施行 相模湾富栄養化対策指導指針施行	4	海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
60	6	窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正（ボイラーの規模要件の見直し）			3	水質汚濁防止法対象事業場説明会
					5	深夜飲食店騒音等規制説明会 公害防止パンフレット配布
61			3	厚木飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型の変更指定について	6	地下水採取事業場担当者特別研修会
62	10	大気汚染防止法施行令の一部改正	6	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2	公害防止管理者特別研修会
63	8	水質汚濁防止法施行令の一部改正				
平 元	10	大気汚染防止法施行令の一部改正	1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2	公害防止管理者等研修会
	12	大気汚染防止法施行令の一部改正			4	庁舎移転に伴う分析室移転
					11	公害防止管理者等研修会
2	11	大気汚染防止法施行令の一部改正			11	公害防止管理者等研修会
3			1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	6	水環境フォーラム
					10	地球環境問題対策委員会設置
4	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOX法）			2	公害防止管理者等研修会
					8	全国星空継続観察
					12	電気自動車の導入
5	11	環境基本法制定			2	公害防止管理者等研修会
					3	海老名市地球環境保全行政施策指針の作成
					11	低公害車モデル都市フェア
6	12	環境基本計画策定	10	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	3	公害防止管理者等研修会
					6	公害防止管理者等研修会
7			5	悪臭防止法による規制地域の指定等の改正	6	公害防止管理者等研修会
8	6	水質汚濁防止法の一部改正	4	神奈川県環境基本条例施行	6	公害防止管理者等研修会
					12	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布
9	6	環境影響評価法公布	3	神奈川県環境基本計画策定	4	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布
	12	環境影響評価法施行令公布・施行	7	神奈川県環境影響評価条例改正	10	公害防止管理者等研修会
			10	神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布		
			12	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則公布		

年	月	国	月	県	月	市
10	12	騒音規制法施行令の一部改正 悪臭防止法の一部改正 振動規制法の一部改正 湖沼水質保全特別措置法	4	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行	3 6 10	海老名市環境基本条例公布 海老名市環境基本条例施行 環境フォーラム
11	4 7 9 12	地球温暖化対策の推進に関する法律施行 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）公布 ダイオキシン類対策特別措置法公布 騒音規制法施行令の一部改正 水質汚濁防止法の一部改正	3 9	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6 10	海老名市河川をきれいにする条例施行 環境フォーラム（事業者向け） 環境フォーラム（市民向け）
12	1	ダイオキシン類対策特別措置法施行	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	3 6	「海老名市環境基本計画」策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 環境フォーラム（市民向け）
13			1	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6 10	環境フォーラム（事業者向け） 環境展 ISO14001 認証取得 環境フォーラム（市民向け）
14	5	土壌汚染対策法公布			2 6 7 9 10 11	地域省エネルギービジョン策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 市庁舎、図書館、体育館、地下駐車場のエネルギー改修工事（～12月） エネルギーセンター事業化フェイジビリティ調査（～2月） 環境市民大学 エネルギー体験館開催
15	2 10	土壌汚染対策法施行 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行			3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 環境展 環境市民大学
16			2	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	2 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第5回「環境展」 環境市民大学
17	2	京都議定書 発効 地球温暖化対策の推進に関する法律改正法 施行	10	神奈川県環境基本計画改定	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第6回「環境展」 環境市民大学
18	2 6	「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布	3 4 12	「神奈川みどり計画」策定 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「アスベスト除去工事に関する指導指針」策定 「神奈川県景観条例」施行	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第7回「環境展」 環境市民大学
19	5	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）公布	4 12	「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」施行 「神奈川県地球温暖化防止実行計画」改定	3 6 8 10	環境フォーラム（市民向け） 第8回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学
20	5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（省エネ法）公布	3	「神奈川県廃棄物処理計画」改定	3	環境フォーラム（市民向け） 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」策定

年	月	国	月	県	月	市
20	6	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(温対法) 公布	4 7	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 公布	6 8 10 12	第9回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画～推進プラン～」 策定 環境フォーラム(市民等向け)
21	7	「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」 公布	7 10	「神奈川県地球温暖化対策推進条例」 公布 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」 施行	3 6 7 10	「海老名市第二次環境基本計画」 策定 えびな環境フェスティバル 環境ボランティア養成講座(前期) 子ども環境教室 環境ボランティア養成講座(後期)
22	4 5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 施行 「改正 土壤汚染対策法」 施行 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」 公布	4	「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の一部(計画書制度に関する規定) 施行	6 7	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 子ども環境教室
23	6 8	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の施行 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第2次一括法案)の施行	5	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例改正」一部施行	6 7	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 サマースクール
24	10	「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行	12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の施行	4 6 7	環境みどり課環境保全係が公害事務を担当 えびな環境フェスティバル サマースクール
25	4 5 6	「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する等の法律」 公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」 施行	7 12	「神奈川県生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正 「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」の一部改正	3 6 7 11 12	えびな環境講座 えびな環境フェスティバル サマースクール エコドライブ展 えびな環境講座
26	7 10	「水循環基本法」 施行 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る違反対応要領」の改正	3 6 7 11	えびな環境講座 えびな環境フェスティバル サマースクール エコカー&エコドライブフェスタ
27	1 10	「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」 施行 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」 施行	10	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正	3 6 7 11	えびな環境講座 えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカー&エコドライブフェスタ
28	7 9	「水質汚濁防止法排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」 施行 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」 施行	7	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」 施行	3 6 7 11	えびな環境講座 えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカーフェスタ

年	月	国	月	県	月	市
28	9	「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」施行	12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」施行		
29	4 8 11	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の改訂等 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」施行 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 「カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準」の一部変更	11	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」施行	3 4 6 7 11	えびな環境講座 「海老名市地球温暖化対策実行計画」策定 海老名環境マネジメントシステム運用開始 えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカーフェスタ えびな環境講座
30	4 6 11	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部変更 「大気汚染防止法自動車排出ガスの許容限度」の一部改正 「騒音規制法自動車騒音の許容限度」の一部改正	11	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正	3 4 6 7 11	「海老名市第二次環境基本計画」改定 環境課環境共生係が公害事務を担当 えびな環境フェスティバル えびなっ子スクール エコカーフェスタ
令元	3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正	5 11	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正	6 10	えびな環境フェスティバル エコカーフェスタ
2	3 11 12	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正 「大気汚染防止法」一部改正 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」施行	6 10 12	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」施行 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」施行	3	「海老名市第三次環境基本計画」策定 「海老名市地球温暖化対策実行計画」改定
3	6 9 9	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定 「大気汚染防止法施行令」一部改正	3 9 11	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正	4 6 8	環境政策課環境共生係が公害事務を担当 環境展 えびな生きもの大調査 えびな SDGs 環境マイレージ
4	4 10	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」施行	3 6	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正	6 7 11 12	環境展 えびな SDGs 環境マイレージ えびな生きもの大調査 エコカーフェスタ 海老名市 SDGs フェスタ 2022 (海老名市出店イベント)
5	5 6	「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」施行 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行	9	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正	6 7 11	環境展 えびな SDGs 環境チャレンジ えびな生きもの大調査 えびな SDGs 懇話会(えびな市民まつり出店)

年	月	国		県	月	市
5	9	「水質汚濁防止法排水基準を定める省令の一部を改正する省令」施行				
6	4	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」施行	3 7	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正	6 7 11	環境展 えびな生きもの大調査 カードゲーム&カヌーで学ぶSDGs (海老名市主催イベント)
7	4	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	4	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」施行	3 4 6 9 11	「海老名市第三次環境基本計画」改定 「海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例」廃止 環境展 デジタルえびな生きもの大調査 カードゲーム&カヌーで学ぶSDGs (海老名市主催イベント) ※雨天中止

## 2 公害に関する届出状況

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況等

### ① 指定事業所等に係る届出

〈指定事業所に係る届出件数〉(令和6年度)

届出内容	件数	届出内容	件数	
設置許可申請	0	化学物質管理状況報告書	21	
設置工事完了届	0	環境管理事業所の認定申請	-	
変更許可申請	0	環境配慮推進事業所登録申請書	-	
変更完了届	0	環境管理事業所変更届	-	
変更計画中止届	0	大型小売店における夜間小売業に係る届出	開始届出書	-
変更届	14		変更計画届出書	-
地位承継届	-		変更届出書	0
廃止等届	1		廃止等届出書	0
休止等届	0		地位承継届出書	-

〈指定事業所業種別分類〉(令和6年度末現在)

業種	事業所数	業種	事業所数
非金属工業	4	運送、倉庫、通信業	1
建設業	-	各種商品卸売業	-
食品製造業	11	各種商品小売業	18
繊維製品製造業	-	ガソリン等小売業	10
木材、木製品製造業	5	一般飲食業	-
パルプ、紙加工品製造業	4	洗濯、理容、浴場業	12
出版、印刷関連産業	3	自動車、その他修理業	14
化学、石油製品製造業	3	その他事業サービス業	3
窯業、土石製造業	7	医療業	2
プラスチック、ゴム製造業	8	廃棄物処理業	4
金属関係製品製造業	15	学校教育関係	2
一般機械器具等製造業	34	官公庁	4
その他の製造業	11	その他	16
ガス、水道、鉄道業	2	合計	193

〈指定事業所の地域別分類〉（令和6年度末現在）

地 域	事業所数	地 域	事業所数
中央	4	勝瀬	-
国分北	5	中河内	-
国分南	3	中野	5
大谷北	3	社家	22
大谷南	10	今里	3
国分寺台	-	上河内	3
中新田	17	杉久保南	7
さつき町	1	杉久保北	3
河原口	10	本郷	25
上郷	20	門沢橋	12
下今泉	6	浜田町	-
上今泉	5	扇町	1
柏ヶ谷	9	泉	-
東柏ヶ谷	19	めぐみ町	-
望地	-	合計	193

② 指定事業所等への対応状況（令和6年度）

対応内容	件数	対応内容	件数
改善指示	-	改善命令等	-
口頭	-	改善命令	-
文書	-	除去命令	-
警告	-	撤去命令	-
勧告	-	その他の措置命令	-
報告徴収	-	全部停止命令	-
立入検査	-		

(2) 騒音規制法・振動規制法に基づく届出状況等

① 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る届出状況（令和6年度）

作業の種類	件数
くい打機等を使用する作業	6
びょう打機を使用する作業	-
さく岩機を使用する作業	35
空気圧縮機を使用する作業	7
コンクリートプラント等を設けて行う作業	-
バックホウを使用する作業	11
トラクターショベルを使用する作業	-
ブルドーザーを使用する作業	2
計	61

② 振動規制法に基づく特定建設作業に係る届出状況（令和6年度）

作業の種類	件数
くい打機等を使用する作業	5
鋼球を使用して破壊する作業	-
舗装盤破砕機を使用する作業	-
ブレーカーを使用する作業	31
計	36

### 3 公害・環境に関する市民相談状況

#### (1) 相談種類別件数

種 類	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	22	22	100	41	41	100	22	22	100
水質汚濁	6	6	100	7	7	100	12	12	100
土壌汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-
騒音	16	16	100	17	17	100	9	9	100
振動	3	3	100	2	2	100	5	5	100
地盤沈下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪臭	6	6	100	3	3	100	5	5	100
その他	5	5	-	17	17	100	1	1	100
合計	58	58	100	87	87	100	54	54	100

種 類	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	16	16	100	17	17	100	9	9	100
水質汚濁	8	8	100	3	3	100	3	3	100
土壌汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-
騒音	17	17	100	22	22	100	29	29	100
振動	3	3	100	6	6	100	3	3	100
地盤沈下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪臭	3	3	100	10	10	100	5	5	100
その他	1	1	100	-	-	100	3	3	100
合計	48	48	100	58	58	100	52	52	100

## (2) 地域別相談件数 (令和6年度)

地区	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
中央	-	1	-	1	-	-	-	-
国分北	1	-	-	-	-	-	-	-
国分南	-	-	-	3	-	-	1	-
大谷	-	-	-	-	-	-	-	-
大谷北	-	-	-	1	1	-	-	-
大谷南	1	-	-	1	-	-	-	-
国分寺台	-	-	-	-	-	-	-	-
中新田	-	-	-	3	-	-	-	-
さつき町	-	-	-	-	-	-	-	-
河原口	-	-	-	-	-	-	-	-
上郷	-	1	-	2	-	-	-	-
下今泉	-	-	-	-	-	-	-	-
上今泉	2	-	-	1	-	-	-	1
柏ヶ谷	-	-	-	2	-	-	-	-
東柏ヶ谷	1	-	-	2	-	-	-	-
望地	-	-	-	-	-	-	-	-
勝瀬	-	-	-	-	-	-	-	-
中河内	-	-	-	-	-	-	-	-
中野	-	-	-	1	-	-	-	-
社家	1	-	-	2	2	-	1	-
今里	-	-	-	2	-	-	-	-
上河内	-	-	-	-	-	-	-	-
杉久保北	-	1	-	2	-	-	-	-
杉久保南	-	-	-	-	-	-	1	-
本郷	1	-	-	-	-	-	2	1
門沢橋	2	-	-	1	-	-	1	-
浜田町	-	-	-	-	-	-	-	-
扇町	-	-	-	4	-	-	-	-
泉	-	-	-	1	-	-	-	-
めぐみ町	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	3	-	29	3	-	6	2

## 4 公害・環境に関する調査測定

### (1) 大気汚染

〈大気汚染に係る環境基準〉(昭和48年環告25号ほか)

物質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。

#### ① 大気汚染監視測定(市役所西棟での測定)

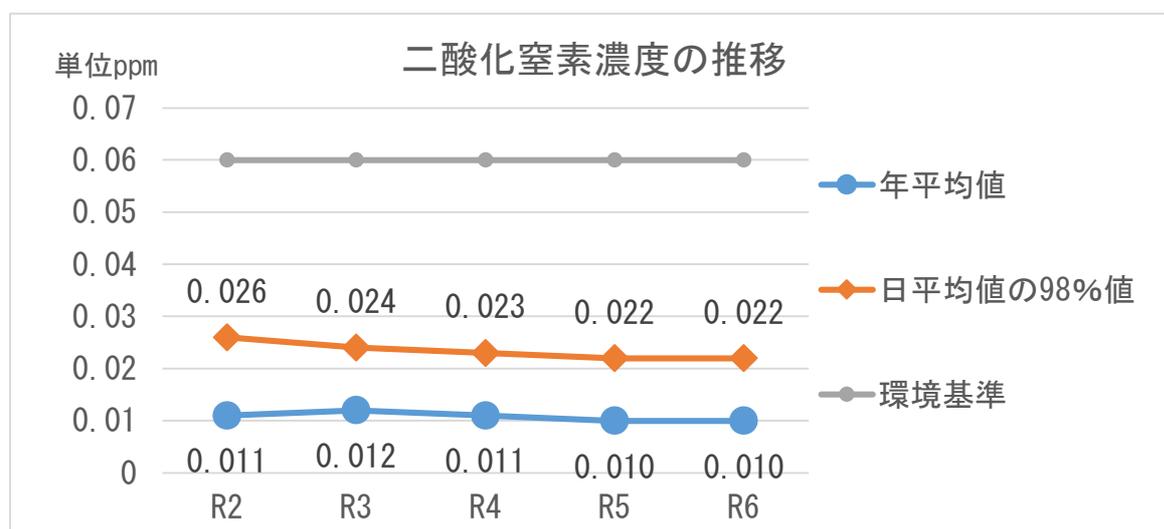
##### ア 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の主成分で、燃料など物の燃焼・合成・分解等の処理を行うと発生し、燃焼温度が高温になるほど多量に発生します。

〈二酸化窒素濃度〉

(単位 ppm)

年度	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	環境基準
平成27年度	0.016	0.060	0.028	適合
平成28年度	0.015	0.061	0.028	適合
平成29年度	0.015	0.057	0.029	適合
平成30年度	0.014	0.064	0.031	適合
令和元年度	0.012	0.050	0.023	適合
令和2年度	0.011	0.059	0.026	適合
令和3年度	0.012	0.061	0.024	適合
令和4年度	0.011	0.050	0.023	適合
令和5年度	0.010	0.069	0.022	適合
令和6年度	0.010	0.050	0.022	適合



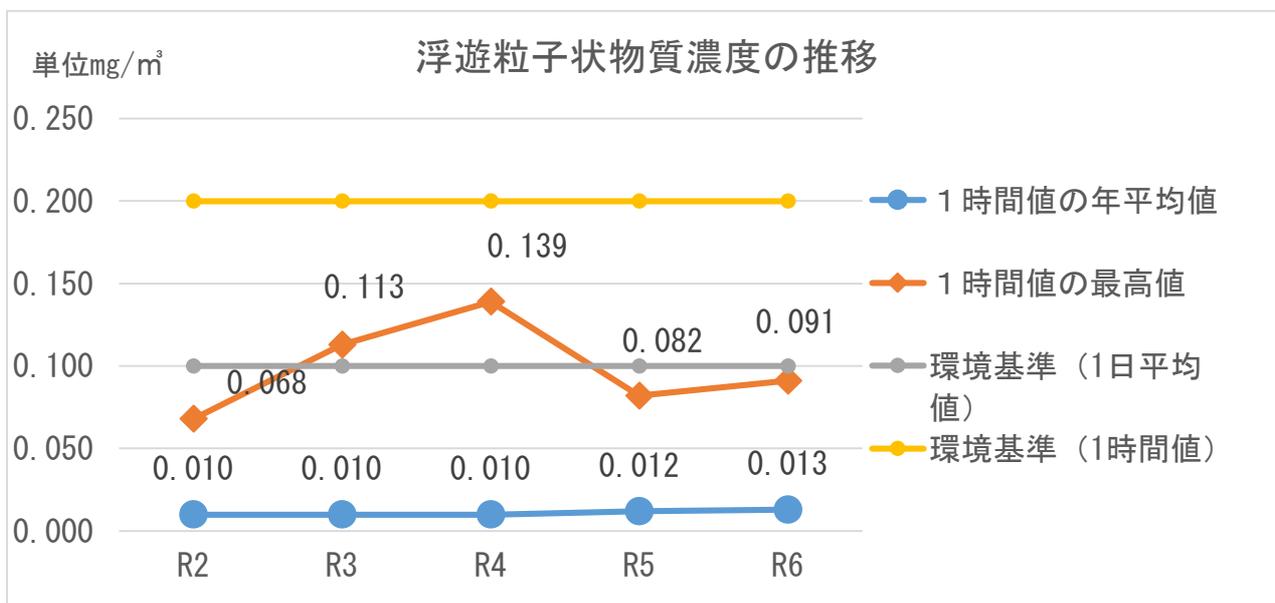
## イ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （100分の1mm）以下の微細な粒子の総称で、発生源は工場・事業場のばいじん・粉じん・ディーゼル自動車の黒煙のほか、これらが大気中で反応した二次生成物質や土壌粒子・海塩粒子など様々です。

〈浮遊粒子状物質濃度〉

（単位  $\text{mg}/\text{m}^3$ ）

年 度	1時間値の 年平均値	1時間値の 最高値	日平均の 2%除外値	環境基準
平成27年度	0.015	0.261	0.033	適合
平成28年度	0.012	0.070	0.029	適合
平成29年度	0.011	0.074	0.030	適合
平成30年度	0.012	0.074	0.038	適合
令和元年度	0.010	0.094	0.029	適合
令和2年度	0.010	0.068	0.033	適合
令和3年度	0.010	0.113	0.027	適合
令和4年度	0.010	0.139	0.021	適合
令和5年度	0.012	0.082	0.026	適合
令和6年度	0.013	0.091	0.029	適合

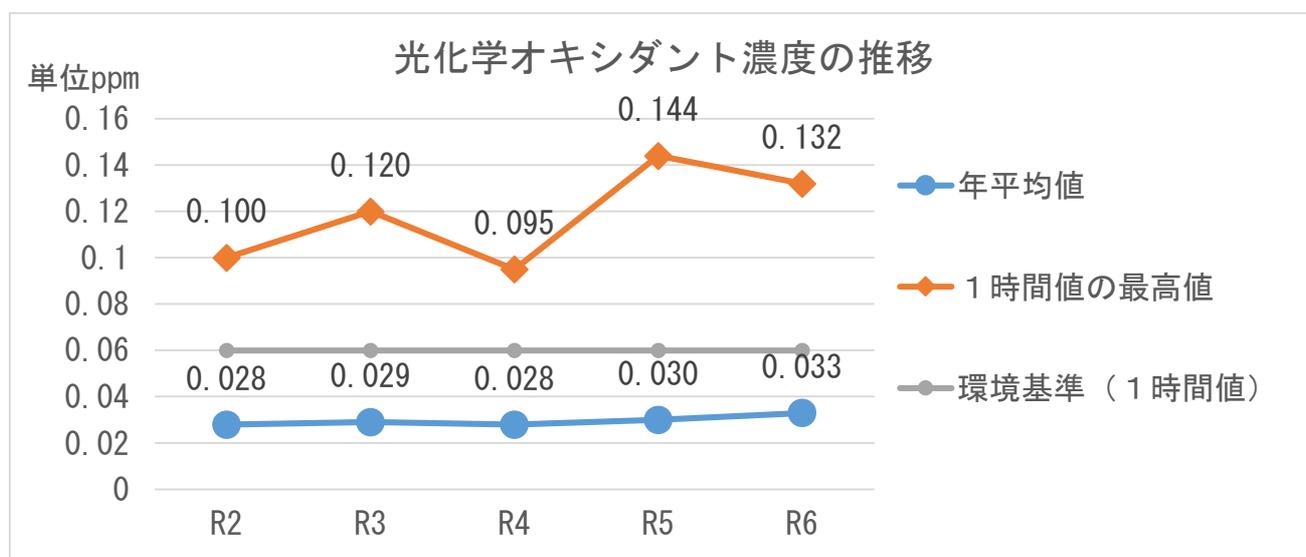


## ウ 光化学オキシダント (Ox)

オゾン (O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) などの酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物と炭化水素 (炭素と水素からなる揮発性ガスの総称) から、太陽光線に含まれる紫外線による光化学反応で生成するものです。

### 〈光化学オキシダント濃度〉 (単位 ppm)

年 度	昼間の 1 時間値		環境基準
	年平均値	1 時間値の最高値	
平成27年度	0.029	0.132	不適合
平成28年度	0.027	0.119	不適合
平成29年度	0.029	0.119	不適合
平成30年度	0.023	0.106	不適合
令和元年度	0.028	0.109	不適合
令和2年度	0.028	0.100	不適合
令和3年度	0.029	0.120	不適合
令和4年度	0.028	0.095	不適合
令和5年度	0.030	0.144	不適合
令和6年度	0.033	0.132	不適合



### 〈環境基準と調査測定結果との関係〉

環境基本法によると、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であるとされ、環境の目標として定められています。

調査測定結果が、環境基準値の範囲内のものを適合と言い、環境基準値を超過したものを不適合と言います。

二酸化硫黄は、表中の長期的 (年平均値) と短期的 (日平均の 2% 除外値) 基準があり、環境基準に適合するにはこの 2 つの基準を満たす必要があります。浮遊粒子状物質も同様です。二酸化窒素、光化学オキシダントが環境基準に適合するためには、表中の 1 時間値の最高値が環境基準を満たす必要があります。

② 窒素酸化物簡易測定（市内 21 か所の測定）

大気が不安定な夏場は汚染物質が拡散しやすく測定値が低くなり、大気が安定する冬場は汚染物質が滞りやすく測定値が高くなる傾向にあります。

〈窒素酸化物地点別年平均濃度〉

（単位 ppm）

調査地点	一酸化窒素		二酸化窒素	
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
上郷自治会館	0.004	0.003	0.013	0.012
あゆみ橋入口交差点	0.012	0.010	0.021	0.018
海老名運動公園	0.005	0.006	0.021	0.018
三島神社	0.006	0.005	0.017	0.015
中野自治会館	0.006	0.003	0.016	0.015
門沢橋保育園	0.006	0.006	0.015	0.013
海老名市役所	-	0.003	-	0.012
下今泉テニスコート	0.008	0.006	0.018	0.018
日月神社	0.013	0.015	0.019	0.017
東柏ヶ谷近隣公園	0.008	0.009	0.015	0.014
大谷小学校	0.007	0.003	0.015	0.016
美化センター	0.009	0.006	0.018	0.016
杉久保第二児童公園	0.021	0.015	0.024	0.023
本郷神社	0.010	0.008	0.018	0.015
星谷児童公園	0.005	0.006	0.014	0.014
柏ヶ谷小学校	0.004	0.003	0.013	0.011
国分尼寺児童公園	0.003	0.003	0.015	0.012
大島記念公園	0.005	0.004	0.014	0.013
社家小学校	0.008	0.005	0.016	0.015
中新田上一ツ橋交差点	0.014	0.010	0.020	0.018
県流域下水道 門沢橋ポンプ場	0.025	0.017	0.024	0.021

※ 測定値は、簡易測定の結果のため、一般大気測定局データ及び環境基準との比較はできません。

### ③ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、風が弱い等の特殊な気象条件下で光化学反応生成物が滞留し、白くもやがかかったような状態をいいます。

光化学スモッグ注意報等の情報は、神奈川県環境科学センターのテレホンサービス及びインターネットにより、4月から10月までの期間中毎日情報提供されています。

緊急時措置（注意報等）が発令されると、学校・一般家庭に対し屋外での運動・外出及び自動車の使用の自粛など注意を促し、主要ばい煙発生者に対して窒素酸化物発生施設作業の自粛、燃料使用量の削減、炭化水素系物質の場合は排出防止など勧告しています。

#### 〈光化学スモッグが発生しやすい気象条件〉

風 向	朝 北ないし東 / 午後 南東ないし南西
風 速	朝 毎秒 3 m未満（旗が垂れ下がっている状態）
視 程	朝 6 km 以下（ガスがかかっている感じ）
温 度	最高気温 25℃以上
湿 度	朝 60%程度以上
日 射	午後 2 時以前に少なくとも 2～3 時間以上の日射

#### 〈光化学スモッグ緊急時措置発令基準等〉

予報	前日 午後 5 時	気象情報などからみてオキシダント濃度が注意報発令基準の程度になると予測したとき
	当日 午前 10 時	
	特別随時	
注意報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0. 12ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	
警 報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0. 24ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	
重大緊急時警報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0. 40ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	

#### 〈光化学スモッグの人への影響と対応〉

影 響	眼科系	目がチカチカする、目が痛い、涙が出る
	呼吸器系	のどが痛い、せきが出る、息苦しい、ぜん息患者の発作誘発等
	その他	頭痛がする、吐き気がする
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外での運動を全て中止し、水でうがいや洗顔を行い、子どもは室内にとどめます。風向きなどを考慮し、窓を閉めるなどの措置を取ります。</li> <li>・手足のしびれ・呼吸困難・失神などの症状が生じたときは、医師の手当てを受けます。</li> <li>・眼疾患、呼吸器系疾患、甲状腺機能亢進症、アレルギー体質等の人は、特に被害を受けやすいので、日常の健康管理や保健指導を強化し、異常が生じたときは医師の手当てを受けます。</li> </ul>	

〈光化学スモッグ注意報等の発令状況（日数）〉（令和6年度）

緊急時措置（注意報）	県内	12日
	うち県央地域内	3日

④ ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類は、物質の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在しますが、量はわずかです。ダイオキシン類は発がん性など有毒の性質を持つことが明らかになっており、加えて環境ホルモン作用等の未解明の有毒性も疑われています。今までの測定結果では大気、土壌とも環境基準を満たしています。

〈耐容1日摂取量〉（ダイオキシン類対策特別措置法）

耐容1日摂取量	人の体重1kg当たり4pg-TEQ/kg/日
---------	------------------------

※ 人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量のことです。

〈ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準〉  
（平成11年環境庁告示第68号）

大気	1m <sup>3</sup> 当たり0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 （水底の底質を除く。）	1L当たり1pg-TEQ/L以下
水底の底質	1g当たり150pg-TEQ/g以下
土壌	1g当たり1,000pg-TEQ/g以下

※ 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値です。

〈ダイオキシン類濃度大気調査〉（単位 pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

調査地点	令和6年10月	令和7年2月	平均	環境基準
大谷コミセン	0.0079	0.0044	0.0062	0.6
上今泉コミセン	0.0064	0.0051	0.0058	
本郷コミセン	0.0093	0.0042	0.0068	

〈TEQ〉

TEQとは、毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位のことです。ダイオキシンは、有機塩素化合物の塩素の数および位置が異なる異性体（組成式は同じですが、構造が異なるため物理的、化学的性質の違った物質）の混合物として環境中に存在するため、毒性の強さは異性体によって異なります。そこで、各異性体の濃度にそれぞれの毒性の強さの毒性等価係数（最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン）の毒性を1とし、その相対値として表した係数）を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。

⑤ 大気汚染物質の人体に与える影響

大気汚染物質	人体（呼吸器）に与える影響の特徴
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	水に対する可溶性が高いため、鼻腔・咽頭・喉頭・気管などの主に上気道壁による摂取率が高く、上気道への刺激が強くあらわれます。
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	水に対し、緩慢な可溶性を示すため、気道の深部に到達しやすく、細気管支や肺胞などの下気道への影響が見られます。
オゾン（O <sub>3</sub> ）	二酸化窒素と同様、気道の深部に到達しやすく、下気道への影響が見られる。また、粘膜刺激作用以外に生化学的変化を起こし、放射線との類似作用を持つことが注目されており、染色体異常や赤血球の老化など報告されています。
一酸化炭素（CO）	生体の循環血液中で酸素を運搬しているヘモグロビンとの親和性が強いため、体組織への酸素運搬機能が阻害され酸素不足に最も敏感な中枢神経（ことに大脳）や心筋が影響を受けます。
粒子状物質（PM）	濃度以外に粒子径および粒子の化学的性質で決まる。5 μm以上では上気道、3 μm以下では下気道への沈着率が高い。肺胞領域に沈着した粒子は肺胞内の食細胞に侵食されたり残留粒子として肺組織内に侵入し、じん肺などの病変を起こす。二酸化硫黄と共存すると相乗作用を示します。

(2) 悪臭

悪臭は、工場や事業場、飲食店などのサービス業や個人住宅の燃焼行為などの日常生活に伴う都市・生活型で身の回りから発生しています。悪臭は、その発生源が多様であるとともに、数種類の臭いが混ざり合った複合臭であることが多く、特定の物質濃度に着目した規制方法では対応できない例が見られます。

〈住居系地域で禁止されている行為〉（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

- ・ 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、腱若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂・にかわ・肥料又は飼料の製造。
- ・ フィッシュソリユブルを原料とする吸着飼料の製造。

市では、悪臭防止法第3条及び第4条第2項の規定に基づき、市の区域のうち農業振興地域を除いた区域を規制地域として指定し、それぞれの区域ごとに臭気指数による規制基準を設定しています。

規制基準には、「敷地境界線上における規制基準」（1号基準）、「気体排出口の規制基準」（2号基準）、「排出水における規制基準」（3号基準）といった3つの規制基準があり、事業所はこれらの基準を遵守しなければなりません。

### 〈臭気指数〉

臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めた時の希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。臭気指数は人の嗅覚を用いて悪臭を判定し、全ての臭気物質を対象としているため、従来の規制方法では対応が困難であった複合臭による悪臭問題の解決へ向けて期待されています。

### (3) 水質汚濁

永池川・鳩川・貫抜川・釜坂川および目久尻川の5河川が流れ、いずれも相模川の支流です。水質汚濁の原因は、工場・事業場と一般家庭から排出される汚濁水に分けることができます。

#### 〈人の健康の保護に関する環境基準〉

項目	基準値	項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	カドミウム	0.003mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	鉛	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ヒ素	0.01mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	六価クロム	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下		

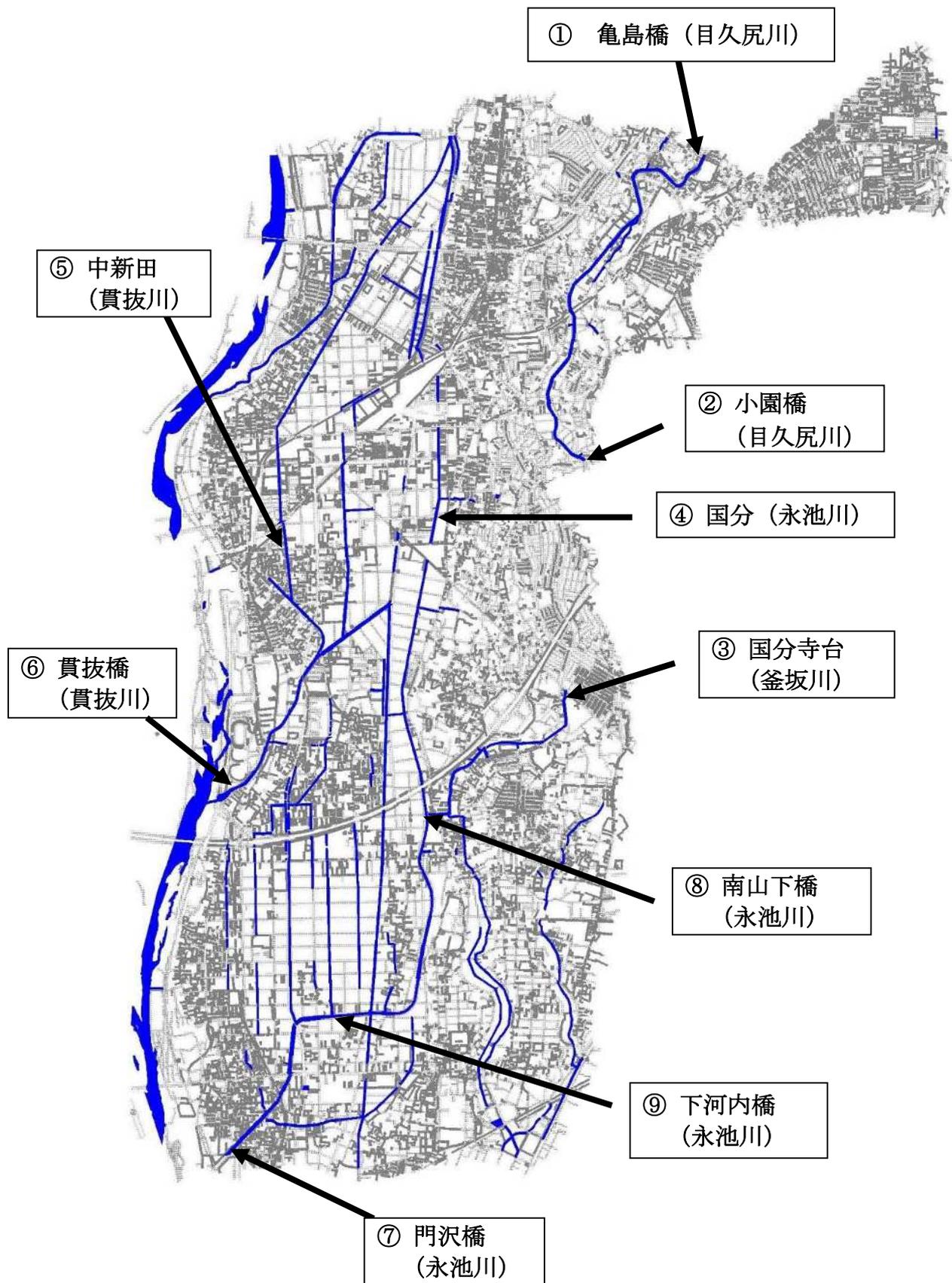
〈生活環境の保全に関する環境基準～河川～（湖沼を除く）〉

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 ／ 類型	利用目的の 適応性	本市該 当水質 河川	基準値				
			水素 イオン (pH)	生物化学 的酵素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの		6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	永池川 貫抜川 鳩川 釜坂川	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	目久尻川	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	—	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	—	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	—	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

- ※1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- ※2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ※3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級 : コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
- ※4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- ※5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度
- ※6 海老名市で測定している5河川は、水質に関する環境基準値が設定されていないため、相模川との合流地点における相模川の水質に関する環境基準値を参考値としている。
- ※7 環境基準中の大腸菌群数は、令和4年度から大腸菌数に変更されている。

〈河川採水位置図〉



① 河川水質調査の結果

〈生物化学的酸素要求量BODの年度別経年変化〉

(単位mg/L)

番号	河川名	観測地点	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①	目久尻川	亀島橋	0.6	0.7	0.6	0.7	1.5	0.7
②		小園橋	0.5	0.8	0.5	0.6	1.2	0.5
③	釜坂川	国分寺台	1.2	1.6	1.8	1.5	1.1	0.8
④	永池川	国分	0.9	0.8	2.9	0.8	1.9	0.9
⑤	貫抜川	中新田	1.1	1.3	1.0	1.2	2.5	1.9
⑥		貫抜橋	0.9	1.1	1.1	1.0	1.9	0.8
⑦	永池川	門沢橋	1.5	2.2	1.5	1.6	2.4	1.5
⑧		南山下橋	1.0	1.3	1.0	1.4	2.0	1.2
⑨		下河内橋	1.1	1.3	1.1	1.2	1.9	1.7

〈化学的酸素要求量CODの年度別経年変化〉

(単位mg/L)

番号	河川名	観測地点	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①	目久尻川	亀島橋	1.3	1.3	0.7	1.2	1.1	0.9
②		小園橋	1.6	1.5	1.0	1.3	1.7	0.8
③	釜坂川	国分寺台	2.8	3.1	2.6	2.7	1.8	1.5
④	永池川	国分	1.8	2.0	6.5	2.7	2.7	1.8
⑤	貫抜川	中新田	5.3	4.9	4.7	4.7	7.9	8.0
⑥		貫抜橋	3.0	3.1	2.7	2.8	3.1	2.3
⑦	永池川	門沢橋	3.9	3.8	3.7	3.9	4.1	3.6
⑧		南山下橋	3.6	3.8	3.6	4.8	4.5	6.2
⑨		下河内橋	3.4	3.5	3.5	3.6	4.5	4.1

〈陰イオン界面活性剤の年度別経年変化〉

(単位mg/L)

番号	河川名	観測地点	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①	目久尻川	亀島橋	0.09	0.08	0.03 未満	0.03 未満	0.08	0.03 未満
②		小園橋	0.10	0.08	0.03 未満	0.03 未満	0.09	0.03 未満
③	釜坂川	国分寺台	0.15	0.13	0.03 未満	0.03 未満	0.07	0.03 未満
④	永池川	国分	0.08	0.07	0.03 未満	0.03 未満	0.11	0.03 未満
⑤	貫抜川	中新田	0.05	0.06	0.03 未満	0.03 未満	0.08	0.03 未満
⑥		貫抜橋	0.05	0.05	0.03 未満	0.03 未満	0.06	0.03 未満
⑦	永池川	門沢橋	0.05	0.05	0.03 未満	0.03 未満	0.07	0.03 未満
⑧		南山下橋	0.05	0.05	0.03 未満	0.03 未満	0.06	0.03 未満
⑨		下河内橋	0.05	0.06	0.03 未満	0.03 未満	0.09	0.03 未満

※1 南山下橋は、平成27年度から測定しました。

※2 計量限界値以下のため、0.03未満となっています。

② 工場・事業場の排水調査

〈工場・事業場の排水調査の結果〉（令和6年度）

調 査 項 目		調査 検体数	基準 超過数	
生 活 環 境 阻 害 項 目	一般項目	水素イオン濃度（pH）	4	0
		生物化学的酸素要求量（BOD）	4	0
		化学的酸素要求量（COD）	4	0
		浮遊物質（SS）	2	0
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質含有量	3	0
		銅含有量	1	0
		溶解性鉄含有量	1	0
		亜鉛含有量	1	0
		溶解性マンガン含有量	1	0
		クロム含有量	1	0
健康項目	シアン含有量	1	0	
	カドミウム含有量	1	0	
	鉛含有量	1	0	
	六価クロム含有量	2	0	
その他項目	ニッケル含有量	1	0	
	トリクロロエチレン含有量	0	0	
	テトラクロロエチレン含有量	0	0	
	1,1,1-トリクロロエタン含有量	0	0	
	ジクロロメタン	0	0	
	大腸菌群数	2	0	
	全窒素、四塩化炭素	0	0	
	アンモニア、アンモニア化合物	0	0	
	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0	0	
合 計		30	0	

(4) 騒音・振動

騒音は、事業活動、日常生活等により出される、やかましい音、好ましくない音の総称をいい、騒音かどうかは聞く人の主観により判断され、影響は健康状態、心理状態によって左右されます。また、振動は、事業活動等に伴って発生するが、周囲の地盤に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。

① 事業所において発生する騒音の規制基準（県生活環境の保全等に関する条例）

地 域	時 間 の 区 分			
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後11時	午後11時～ 午前6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45 d B 以 下	50 d B 以 下	45 d B 以 下	40 d B 以 下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50 d B 以 下	55 d B 以 下	50 d B 以 下	45 d B 以 下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 d B 以 下	65 d B 以 下	60 d B 以 下	50 d B 以 下
工業地域	65 d B 以 下	70 d B 以 下	65 d B 以 下	55 d B 以 下
工業専用地域	75 d B 以 下	75 d B 以 下	75 d B 以 下	65 d B 以 下
その他の地域	50 d B 以 下	55 d B 以 下	50 d B 以 下	45 d B 以 下

② 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 d B以下	40 d B以下
A及びB	55 d B以下	45 d B以下
C	60 d B以下	50 d B以下

※1 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定しています。

※2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

※3 AAを当てはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域などに静穏を要する地域

※4 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域

※5 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域

※6 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

道路に面する地域については、次表の基準値に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下

〈備考〉 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 d B以下	65 d B以下
<p>〈備考〉 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては、45 d B以下、夜間にあつては40 d B以下）によることができる。</p>	

③ 新幹線鉄道騒音に関する環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型		基準値
I	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	70 d B以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 d B以下

※ I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

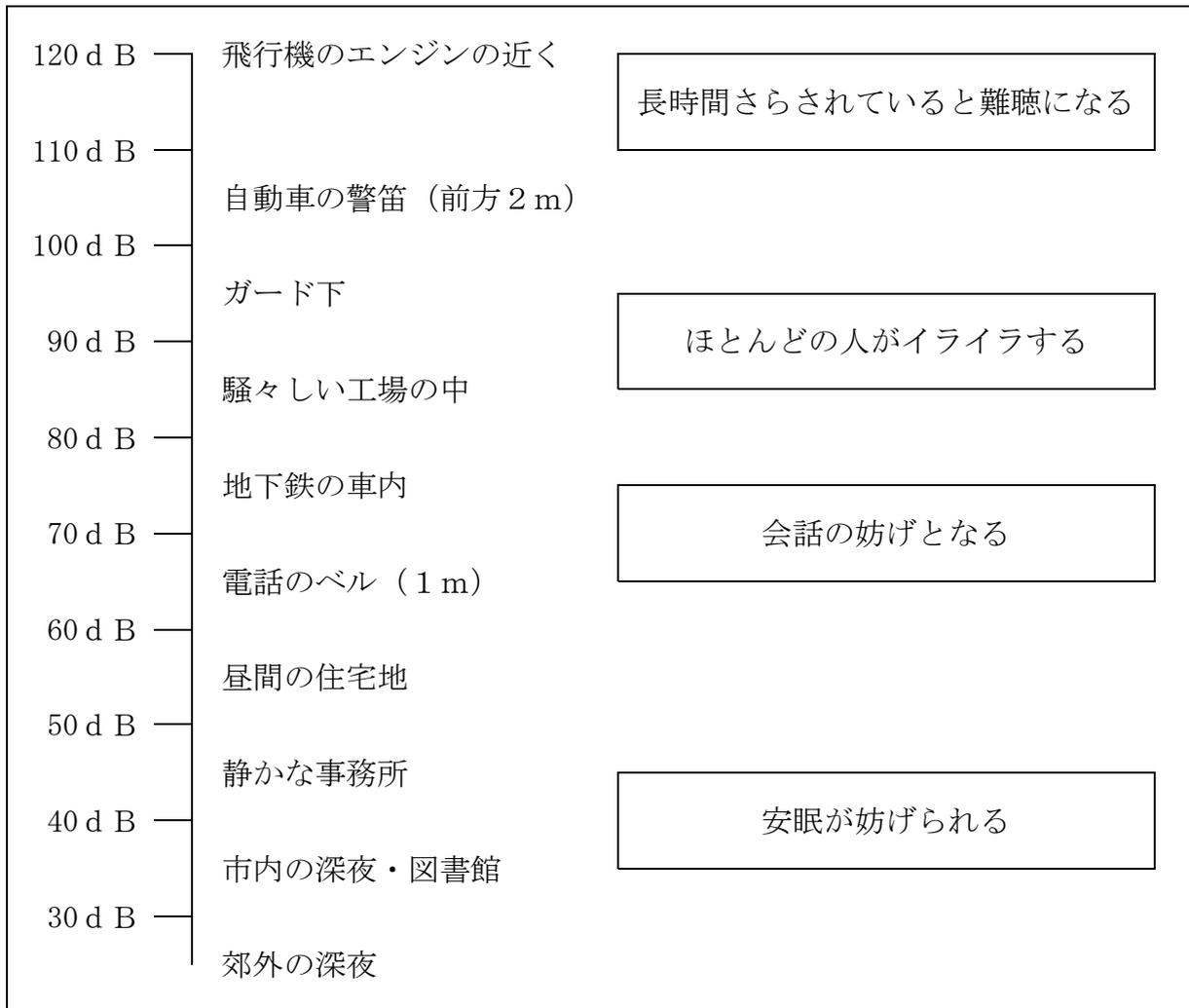
④ 航空機騒音に関する環境基準（平成19年環境省告示第114号）

地域の類型		基準値
I	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	57 d B以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	62 d B以下

※ 1 I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

※ 2 時間帯補正等価騒音レベル(L<sub>den</sub>)で算出されます。夕方、夜間の騒音に重み付けをして評価した1日の等価騒音レベルのこと。

〈騒音の大きさと影響のめやす〉



⑤ 自動車騒音監視業務

騒音規制法第 18 条では、市長は自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされています。このことは、平成 23 年度まで神奈川県が行なっていましたが、平成 24 年度から、市で行うこととなりました。海老名市では、市内の東名高速道路、国道、県道の騒音を 5 年に分けて測定し、環境基準を超えていないか調査します。

令和 6 年度は、県道横浜伊勢原、県道横浜座間厚木、県道藤沢厚木を調査しました。その結果、県道横浜伊勢原、県道横浜座間厚木、県道藤沢厚木の昼夜に、環境基準を上回っていました。

交通量は、昼夜ともに県道横浜伊勢原で最も多く、県道横浜座間厚木で最も少ないことが分かりました。令和 7 年度は、県道横浜厚木ほか 2 路線を行う予定です。

〈騒音等現況調査結果総括表〉（令和 6 年度）

路線名	車線	調査地点	時間区分	等価騒音レベル LAeq (dB)	環境基準		要請限度		10 分間 交通量 (台)	走行 速度 (km/h)	用途地域
					基準値 (dB)	適否	限度 (dB)	適否			
横浜 伊勢原	2	道路端	昼間	70	65	×	75	○	192	37	準住居 地域
			夜間	68	60	×	70	○	46	43	
		背後地	昼間	52	55	○	-	-	-	-	
			夜間	44	45	○	-	-	-	-	
藤沢 座間 厚木	2	道路端	昼間	67	60	×	70	○	92	34	第二種 低層住居 専用地域
			夜間	62	55	×	65	○	28	40	
		背後地	昼間	47	55	○	-	-	-	-	
			夜間	42	45	○	-	-	-	-	
藤沢 厚木	2	道路端	昼間	69	65	×	75	○	172	32	第一種 住居地域
			夜間	67	60	×	70	○	30	45	
		背後地	昼間	50	60	○	-	-	-	-	
			夜間	52	50	×	-	-	-	-	

※ 1 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

※ 2 適否：○基準等満足、×基準等超過

※ 3 本調査は 3 日分のデータを取得していないため、要請限度の評価については参考とします。

⑥ 事業所において発生する振動の規制基準（県生活環境の保全等に関する条例）

地 域	時間の区分	
	午前 8 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 午前 8 時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60 d B 以下	55 d B 以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65 d B 以下	55 d B 以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 d B 以下	60 d B 以下
工業地域	70 d B 以下	60 d B 以下
工業専用地域	70 d B 以下	65 d B 以下
その他の地域	65 d B 以下	55 d B 以下

⑦ 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

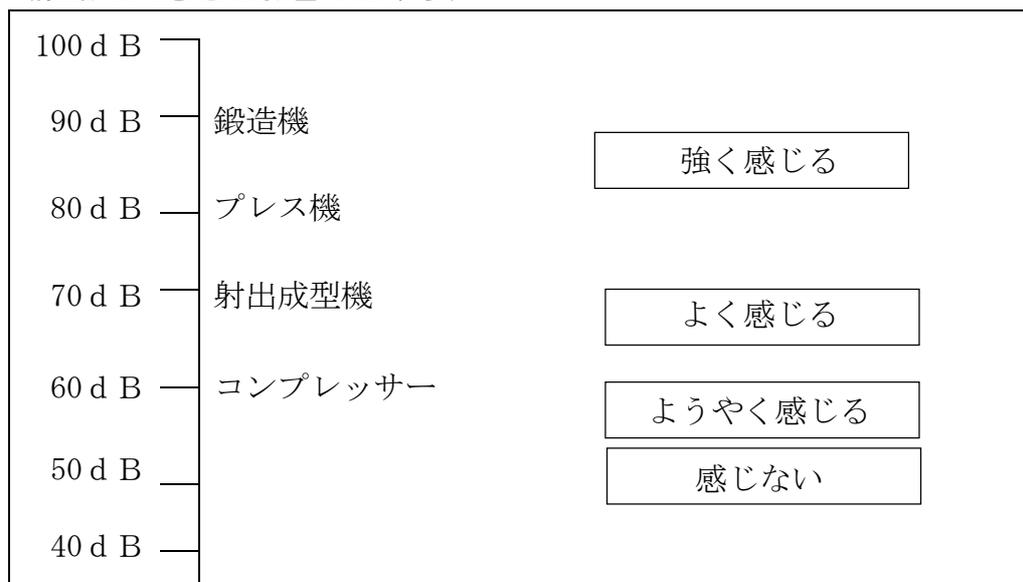
区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	65 d B	60 d B
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 d B	65 d B

※1 時間の区分は、昼間を午前 8 時～午後 7 時まで、夜間を午後 7 時から翌日の午前 8 時までとする。

※2 第 1 種区域は、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

※3 第 2 種区域は、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〈振動の大きさと影響のめやす〉



(5) 地盤沈下

① 水準測量調査

〈水準測量実施状況〉

年度	種別 水準点数	測量延長 (km)	調査対象面積 (ha)	調査実施面積 (ha)
昭和 53～昭和 55	100	62.00	2,520	2,520
昭和 56～平成 4	103	66.00	2,520	2,520
平成 5 年度	104	66.73	2,520	2,520
平成 6 年度	104	66.73	2,648	2,648
平成 7～平成 10	104	67.00	2,648	2,648
平成 11 年度	92	58.00	2,648	2,648
平 12～平 16	104	67.00	2,648	2,648
平成 17 年度	91	57.00	2,648	2,648
平成 18 年度	91	57.00	2,648	2,648
平成 19 年度	91	57.00	2,648	2,648
平成 20 年度	94	57.00	2,648	2,648
平成 21 年度	91	57.00	2,648	2,648
平成 22 年度	94	57.00	2,648	2,648
平成 23 年度	91	57.00	2,648	2,648
平成 24 年度	89	57.00	2,648	2,648
平成 27 年度	91	57.00	2,659	2,659
平成 29 年度	91	57.00	2,659	2,659
令和元年度	91	57.00	2,659	2,659
令和 3 年度	88	57.93	2,659	2,659
令和 5 年度	79	57.74	2,659	2,659

〈主要水準点経年変化〉

(単位 mm)

年 度	第 3 号 河原口	第 20 号 大 谷	第 27 号 中新田	第 41 号 社 家	第 54 号 下今泉	第 63 号 国 分	第 70 号 本 郷
平成元	-4.3	1.7	-1.5	3.8	-4.9	-1.7	1.2
平成 2	0.5	-1.0	0.0	-2.2	1.9	0.0	-0.4
平成 3	-5.6	2.8	-2.4	-4.2	-2.3	1.4	-3.5
平成 4	-2.5	-7.1	-2.1	-8.5	-1.8	-2.0	3.2
平成 5	-2.7	-2.6	1.8	6.1	-0.4	1.9	0.3
平成 6	-3.5	-4.6	-4.7	-10.1	-2.5	-0.6	-3.4
平成 7	-5.1	-4.2	-1.6	-7.5	-1.5	0.5	2.0
平成 8	-2.4	-1.3	-2.2	0.4	-0.4	-0.6	-5.0
平成 9	-2.1	-4.4	-2.6	-1.9	-1.4	-0.3	2.3
平成 10	-0.9	3.1	-0.8	-2.9	-0.1	1.1	-3.9
平成 11	-3.8	-3.7	-3.5	-1.1	-1.6	-0.5	0.1
平成 12	-2.0	-0.9	-0.8	2.1	1.1	0.1	-2.9
平成 13	-2.2	0.7	-0.7	-3.2	-3.1	0.3	1.3
平成 14	-2.9	-2.7	-1.6	-0.2	-0.8	-0.2	0.0
平成 15	1.2	0.3	0.0	1.0	3.1	0.2	-0.1
平成 16	-4.8	-1.2	-2.0	-1.6	※1	0.0	-6.7
平成 17	-4.2	-1.7	0.2	-2.8	※1	-2.0	6.3
平成 18	-1.5	-2.2	-2.2	1.4	※1	※2	-0.9
平成 19	-3.1	-2.4	-0.6	未観測	※1	-0.5	※3
平成 20	0.2	2.2	0.4	※4	-2.6	0.4	1.5
平成 21	-1.2	-0.3	-0.4	未観測	2.9	-0.1	0.7
平成 22	-1.8	1.1	-0.8	未観測	-2.4	-0.4	0.3
平成 23※5	-37.5	-40.6	-35.9	未観測	-34.9	-34.5	-37.9
平成 24	未観測	1.2	1.1	未観測	1.6	0.0	0.9
平成 27	※6	-5.1	-4.6	-4.5	-3.2	-1.4	-0.5
平成 29	-7.3	-3.3	-2.7	-3.0	-0.9	-0.4	-4.8
令和元	-2.0	3.4	3.4	4.3	未観測	2.0	3.0
令和 3	-8.4	-6.5	-8.2	-6.4	※4	※7	未観測
令和 5	-3.4	-2.8	1.8	0.1	0.7	2.6	未観測

(注) 平成 25 年から隔年実施

※1 平成 16～19 年度に、仮点から本点改埋。平成 20 年度から比較再開。

※2 平成 18 年度本点改埋 ※3 平成 19 年度本点改埋

※4 前回測定なしのため比較不可。 ※5 測地成果 2011 を適用。

※6 平成 27 年度本点改埋。 ※7 令和 3 年度本点改埋